平成２１年（フ）第２６３号
富山県高岡市柴野内島47番地
債務者　片山　要一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２６６号
富山県高岡市蓮花寺572番地４
債務者　三浦　有希
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２４４号
三重県津市一志町小山854番地16
債務者　吉住　　純
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８８号
三重県津市芸濃町椋本892番地184、前住所三重県志摩市浜島町浜島587番地６
債務者　柴原めぐみ（旧姓南部）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０１号
三重県鈴鹿市道伯町2232番地の５
債務者　後藤百合子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０３号
三重県亀山市川崎町4950番地
債務者　鈴木　孝美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６９７号
京都府宇治市小倉町春日森35番地の８
債務者　和田　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６４号
京都市南区東九条明田町12番地　中井マンション新烏丸503号
債務者　ラウンジＨＩＲＯことラウンジ風鈴こと　武田　美鈴
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４０号
京都府京田辺市薪岸ノ下３番地の31
債務者　木下　幸美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１５号
京都市右京区太秦帷子ケ辻町26―３　エルセドール301号室、住民票上の住所京都市伏見区新町11丁目337番地１　ライオンズマンション伏見219号
債務者　長谷川　傳
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２４号
京都市西京区大枝北沓掛町６丁目11番地２
債務者　柴田理恵子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７４０号
兵庫県西宮市本町５番28―403号西宮ＴＭハイツ
債務者　河合　智美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３０号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目７番16号　マイシュ・デ・カサ403号
債務者　石田　利恵
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1002号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1243号
債務者　近藤　賢三
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００３号
兵庫県西宮市東山台２丁目７番地Ｃ棟202号
債務者　友本　美紀
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２５号
兵庫県尼崎市神田南通３丁目57番地の34　グリーントピア21セレーノ尼崎301号、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目８番13―712号
債務者　佐藤　浩子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４６号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番６―207号
債務者　米谷　敏男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係